

(平成21年2月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 4件

岩手国民年金 事案 367

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から同年9月まで

A町役場から国民年金保険料の未納分を納めるようにとの案内が来て、妻が分割の手続を行い、その後の保険料は遅滞なく納付した記憶がある。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町（現在は、B市）から国民年金保険料の未納分を納めるようにとの案内が来て、その後の保険料は遅滞なく納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年6月に払い出されており、その時点で56年4月から58年3月までの期間については過年度保険料となり、58年4月からの期間については現年度保険料となるが、B市保管の国民年金保険料検認票によると、確認できる58年4月から60年3月までの保険料は納付期限内に納付されており、申立期間を除く56年4月から58年3月までの保険料は現年度保険料と並行して納付されていたことが確認できることから、遅滞なく保険料を納付していたとする主張に不自然さはみられない。

また、申立人の妻は、国民年金保険料の未納分を一括で納付ができないため分割して納付したとしているところ、B市保管の国民年金保険料検認票によると、申立期間を除く昭和56年4月から58年3月までの期間に係る保険料について、3か月ごとに過年度納付されたことが確認でき、申立期間前後の納付状況から申立期間も納付されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の妻は、加入手続及び保険料納付の状況について具体的に供述している上、免除期間の保険料を追納するなど、納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 53 年 3 月まで

A 区から連絡があり、それまで国民年金保険料を納付していなかったの
で、特例納付により納めていなかった保険料を A 区役所ですべて納付した。
未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納めていなかった国民年金保険料を特例納付により納付したと
しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 36 年 4 月から
申立期間直前の 51 年 8 月までの期間に係る保険料を特例納付により納付した
ことが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、B 社会保険事務所保管の領収済通知書によると、申立人は、第 3 回
特例納付により国民年金保険料を納付したことが確認でき、第 3 回特例納付
の際の申立人に係る納付可能期間は、申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 53
年 3 月までの 204 か月であるが、当該領収済通知書によると、申立人は、55
年 6 月 30 日にそのうちの 185 か月分の保険料 74 万円を一括で納付している。
さらに、申立期間直後の 53 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る保険料は、
55 年 7 月までに納付されなければ、時効により納付できなくなるが、当該期
間の保険料は納付済みとなっており、申立期間のみ未納となっていることは
不自然である。

加えて、B 社会保険事務所保管の領収済通知書には、185 か月との記載は
あるが、納付対象期間が記載されていないなど、行政側の不手際がうかがわれ
る。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年
金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 51 年 4 月までの期間及び 51 年 7 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月から 51 年 4 月まで
② 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで

私は、基本的には 20 歳から年金は納めるものと思っており、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行うのも当然の義務と思っていた。昭和 54 年 6 月に結婚したが、結婚前の国民年金保険料は親が肩代わりしてくれ、申立期間の保険料については、母が A 市で母と私の分とを一緒に地区の集金人である B 氏へ納付していたと思うと言われた。母は納付済みとなっているのに私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の結婚前の国民年金保険料は、申立人の母が、申立人の母の保険料と一緒に A 市の地区の集金人である B 氏へ納付したはずであるとしており、A 市では、同市が保管する「国民年金保険料の徴収の取りまとめ人」には、B 氏が申立期間を含む昭和 48 年 4 月から 55 年 3 月まで国民年金保険料徴収の取りまとめをしていたことが確認できるとし、当該集金人も申立人及び申立人の父母の国民年金保険料を集金したことがあると証言しているなど、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、C 社会保険事務所保管の特殊台帳及び転入者台帳整理カードによれば、申立人の当時の国民年金被保険者台帳は、昭和 51 年 5 月から 53 年 8 月までは同社会保険事務所において保管されていたことが確認できるが、一方、申立人が所持していた国民年金保険料納付組合預りカードによれば、52 年 4 月以降の国民年金保険料は被保険者台帳の所在と異なる A 市で納付されていたことが確認でき、申立期間を含む申立人の結婚前の国民年金保険料は A 市において納付されていたと考えるのが妥当である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①と申立期間②の間の昭和 51 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料は、当初未納とされていたが今回の申立てにより納付済み期間と記録訂正が行われているなど、行政の記録管理に不備が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

申立期間前後の保険料は定期的に納付しており、申立期間の1か月だけ納め忘れることは考えられず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する領収書によると、申立人の平成3年度から7年度までの国民年金保険料は、ほぼ毎月納付され、平成3年12月から5年1月までの保険料は、申立期間を除き2か月分ずつ納付されていることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、過年度保険料は2年間経過すると時効により納付できなくなると教示されたことを踏まえ、送付された過年度保険料納付書を用いて、時効前に残さず納付したとしている上、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料は、過年度保険料を納付し始めた平成2年12月以降、未納期間は無く、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から平成 2 年 2 月まで

私は、配偶者を早くに亡くし将来は年金が頼りでしたので、付加保険料も納めたりして、1 か月の漏れもないようにと、日頃から心掛けておりました。未納とされていることに納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 11 月 30 日に会社を退職してまもなく、A 市役所で、国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁のオンライン記録によると、62 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、平成 2 年 3 月 2 日に国民年金に任意加入している。任意加入者は、制度上、加入手続を行った日から国民年金に加入することになっており、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は「年金をもらえなくなるので、退職してから加入手続を 2 年も放ってはおけなかったと思う。」とも主張しているが、加入手続の時期について記憶をたどるように聴取しても、具体的な陳述を得るには至らなかった。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 53 年 3 月ごろから平成 4 年 7 月までの間、A 市から住所を移動させていないとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
役場から、国民年金保険料を免除していた分を今なら納付できるとの連絡があり、A村役場の窓口でまとめて納めた。免除のままになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除となっていた国民年金保険料について、A村役場から「今ならまとめて納付できる」との連絡があり、役場の窓口で一括納付したと主張しているが、役場から連絡があったとする時期、納付金額等は記憶に無いとしており、具体的な納付状況が不明である。

また、申立人は、金融機関ではなくA村役場の窓口で、免除していた国民年金保険料を納付したとしているが、A村では、役場の窓口で受領するのは現年度保険料のみで、追納保険料を扱うことは無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成元年5月まで
昭和49年10月にA事業所に勤務し始めた時から、平成元年6月に転職するまでの14年8か月間、月末に給料をいただくと店の向かいにあるB銀行C支店に行き国民年金保険料を納付していた。
昭和51年5月に結婚して以降は、光熱費を支払う時に一緒に国民年金を納付していたのに、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年6月に転職するまで国民年金保険料を納付し続けていたとしているが、D市保管の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和58年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる。その後の保険料を納付するためには、任意加入被保険者資格の加入手続が必要となるが、申立人は、資格喪失後、加入手続を行った記憶が無いとしていることから、申立人に対して納付書が送付されることなく、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 45 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 5 月まで

申立期間の国民年金については、母が加入の手続を行い、保険料も役場に出向き定期的に納付書で納付したと聞いている。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の母が役場で納付書により定期的に納付していたとしているが、申立人の母が申立期間当時国民年金保険料を納付したとする A 村（現在は、B 市）によれば、申立期間当時の国民年金保険料については印紙納付方式を採用していた時期で、納付書により現年度保険料を納付することはできない期間であったとしており、申立人の主張とは符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、申立期間当時の国民年金保険料納付については記憶がはっきりしないとしており、申立内容を裏付ける具体的な証言が得られなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が国民年金第三号被保険者の資格取得をした昭和 61 年 6 月 16 日に払い出されているが、申立期間に係る申立人の国民年金手帳記号番号は払い出された事実が確認できず、申立人が結婚するまで居住していた A 村においても申立人の国民年金被保険者名簿は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。